

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う各条例改正について

1 滋賀県食の安全・安心推進条例

(1) 概要

改正法において、以下の3点が新たに法制化されたことから、必要な規定の整理を行うため所要の改正を行う。

ア HACCPに沿った衛生管理

イ 特別の注意を必要とする成分または物であって、厚生労働大臣が指定したもの（指定成分等）を含む食品（指定成分等含有食品）による健康被害情報の届出制度

ウ 食品回収情報の報告制度

(2) 改正内容

ア 食品等事業者の取組（条例第12条）および高度な衛生管理が行われる工程の認証（条例第13条～第16条）

→ 改正法第50条の2第2項において、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことにより、条例第12条～第16条は削除する。

イ 健康被害情報等の報告（条例第18条）

→ 改正法における健康被害情報の届出の対象とならない食品等（指定成分等含有食品以外の食品等）について、生産者を含め健康被害情報等の報告制度を継続する。

ウ 自主回収（条例第19条）

→ 改正法第58条において、食品回収情報の報告制度が創設されたことより、条例第19条は削除する。

(3) 施行期日等

	施行期日	省令公布(予定)日	県議会提出(予定)
ア 食品等事業者の取組、高度衛生管理認証	令和2年6月1日	令和元年11月7日	令和2年2月議会
イ 健康被害情報等報告	令和2年6月1日	令和元年内告示 (指定成分等)	令和2年2月議会
ウ 自主回収	令和3年6月1日	令和元年12月下旬	令和2年2月議会

2 滋賀県食品衛生基準条例

(1) 概要

当初、改正法を受けた関係政省令が一括公布される予定であったため、条例第3条（公衆衛生上の措置の基準）および第4条（営業施設の基準）の一括改正を予定していたが、関係政省令の公布が予定より大幅に遅れており、令和2年6月1日施行分が11月7日に公布され、令和3年6月1日施行分は12月下旬の公布となる見込みであることから、2段階の改正となる。

令和2年6月1日施行：公衆衛生上必要な措置に関する基準（省令）

令和3年6月1日施行：営業許可業種（政令）、営業施設の基準（省令）

(2) 改正内容

ア 公衆衛生上必要な措置に関する基準（条例第3条）

→ 旧法第50条第2項の規定に基づき、条例第3条において定めていた公衆衛生上の措置の基準（別表第1）については、改正法第50条の2第1項第1号の規定により厚生労働大臣が省令（改正規則第66条の2第1項第1号：別表第17）で定めたことから削除する。

また、改正法第50条の2第3項の規定により、「知事は厚生労働大臣が定めた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。」とされているが、現在のところ別の規定（上乗せ規定）を定める予定はない。

なお、改正法附則第5条において、施行日から1年間（令和3年5月31日）までは従前のとおりとする経過措置が設けられていることから、条例についても同様に経過措置を設ける。

イ 営業許可業種、営業施設の基準（条例第4条）

→ 営業許可業種として、旧法施行令第35条において34業種が規定されていたが、実態に応じた見直し（新設・統合・再編・廃止等）が行われ、改正法施行令第35条において32業種が規定された。

また、旧法第51条の規定に基づき、条例第4条において定めていた営業施設の基準（別表第2～別表第5）については、改正法第54条の規定により厚生労働大臣が省令（改正規則第66条の7：別表第19～別表第21）で定める基準を参酌して改正する。

(3) 施行期日等

	施行期日	省令公布(予定)日	県議会提出(予定)
ア 公衆衛生上必要な措置に関する基準	令和2年6月1日	令和元年11月7日	令和2年2月議会
イ 営業許可業種、営業施設の基準	令和3年6月1日	令和元年12月下旬	令和2年中

3 その他

(1) 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例

ア 営業者の義務（条例第 17 条）

→ ふぐを処理する営業者の義務に係る事項が、令和 2 年 6 月 1 日施行分の省令（改正規則第 66 条の 2 第 1 項第 1 号：別表第 17）に定められたが、1 年間の経過措置が設けられていることから、取扱施設の基準と同時に改正する予定。

イ 取扱施設の基準（条例第 17 条他）

→ 条例第 17 条他で定めているふぐ取扱施設に関する基準については、改正法第 54 条の規定により厚生労働大臣が省令（改正規則第 66 条の 7：別表第 21）で定める基準を参酌して改正する予定。

ウ 認定基準（条例第 3 条他）

→ ふぐを取り扱う者の資格について、ふぐ処理者の技術水準の平準化を図るため、国において認定基準に関する検討が行われたことから、今後、厚生労働省から発出される通知を受けて試験内容を見直し、条例および条例施行規則等の改正が必要となる。

なお、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年 10 月 31 日付け生食発 1031 第 6 号審議官通知）により認定基準が取りまとめられたものの、その運用については、過去の通知（昭和 58 年厚生省局長通知・課長通知）を改正し、都道府県等において定めるべき事項については、おって通知されるとのことであるため、ふぐ処理者の認定基準に係る条例改正時期は未定である。

(2) 滋賀県使用料および手数料条例

以下の手数料について新設および改正を予定。

ア（仮称）セーフフードしが適合証明制度創設に伴う証明手数料の新設

イ 輸出食品衛生証明書の申請増加等に伴う衛生証明手数料の新設

ウ 営業許可業種の見直しに伴う営業許可申請手数料の改正